

一内閣府(内閣府本府)、総務省一

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による商品券等の配布事業等の実施及び効果検証の実施等について(内閣総理大臣及び総務大臣宛て)

支	商品券等の配布事業における未換金相当額等が商工会等に滞留している事態に係るコロナ交付金充当額(1)	6 6 9 5 万円
支	商品券等の配布事業における換金額が把握されていないなどの事態に係るコロナ交付金充当額 (背景金額) 1 2 億 9 4 5 2 万円	
支	信用保証料の補助等事業における過払分返金が地方公共団体に滞留している事態に係るコロナ交付金充当額(2)	5 億 4 7 5 0 万円
支	水道料金等の減免事業における公的機関の利用に係る水道料金等の減免額にコロナ交付金が充当されている事態に係るコロナ交付金充当額(3)	1 億 1 6 1 6 万円
支	持続化給付金の上乗せ事業における給付の要件を満たすものであるか確認することが困難となっている事態に係るコロナ交付金充当額 (背景金額) 3 2 1 億 0 2 3 2 万円	
支	(1)から(3)までの計	7 億 3 0 6 1 万円
支	令和4年3月末時点で検証結果を公表していなかった事業に係るコロナ交付金交付額 (背景金額) 2 兆 6 9 7 7 億 1 9 3 7 万円	

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「コロナ交付金」)は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として創設されたものである。令和2、3両年度に総額15兆1759億円の予算が計上され、2年度は内閣府から交付行政庁となる総務省に5兆0110億円の移替えが行われた後、同省において2兆6144億円が支出されたほか、2兆3958億円が3年度に繰り越されるなどしている。

コロナ交付金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」)は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」によれば、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業とされている。そして、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A」によれば、交付対象事業については、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の实情に合わせて必要な事業であれば、原則としてコロナ交付金の使途に制限はないとされている。

また、同府の事務連絡等によれば、地方公共団体は、実施した個々の交付対象事業(以下「交付金事業」)の終了後に、交付金事業の実施状況及びその効果について、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し(以下「効果検証」)、結果を公表するよう要請されており、コロナ交付金の活用には、交付金事業を実施する各地方公共団体において説明責任を果たすよう要請されている。

2 本院の検査結果

コロナ交付金が交付された地方公共団体47都道府県及び1,741市区町村のうち、24都道府県及び965市区町村の2年度の実施計画における交付金事業計45,469事業(事業費計6兆1832億円、コロナ交付金交付額計3兆4058億円)を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

個別の交付金事業の実施状況をみると、商品券等の配布事業において、計39事業について使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等が事務委託等した商工会等に滞留していたり、計84事業について商工会等と取扱店舗との間における換金額が把握されなかったことなどから、事業完了後の事業費の適切な精算や、コロナ交付金が地域における消費喚起等の目的に沿って活用さ

れ、その効果等が事業実施期間内に発現されたかどうかの把握ができない状況となっていたりしていた。また、信用保証料の補助等事業計94事業において、保証対象の債務に係る繰上償還に伴い地方公共団体に返金されるなどした過払分返金が地方公共団体に滞留していたり、水道料金等の減免事業計90事業において、公的機関の利用に係る水道料金等の減免額にコロナ交付金が充当されていたり、持続化給付金の上乗せ事業計103事業において、不正受給等により持続化給付金の給付に係る贈与契約が解除された場合にコロナ交付金を充当した上乗せ分について給付の要件を満たすものであるか確認することが困難となっていたりしていた。

さらに、交付金事業の効果検証の実施状況等をみたところ、21都道府県及び738市区町村において効果検証が実施されていないことなどにより検証結果が公表されていない事態となっており、同府において、地方公共団体に対して説明責任を果たすことの重要性について周知を図る必要があると認められる状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

同府及び同省において、今後、地方公共団体における交付金事業で本件指摘の事態と同様の事態が生ずることのないよう、また、地方公共団体において適切に効果検証が実施され、速やかに検証結果が公表されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 同府において、商品券等の配布事業について、事務委託等した商工会等に滞留した使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等にコロナ交付金を充当しない取扱いとし、商品券等の換金額を把握することなどとした上で、その旨を地方公共団体に対して周知すること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 同府において、地方公共団体に対して、繰上償還に伴いコロナ交付金の交付対象とした信用保証料の補助等事業に係る過払分返金が地方公共団体に生ずることがあることを周知するとともに、過払分返金が生じた場合の取扱いを定めて周知すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 同省において、地方公共団体が、信用保証料の補助等事業において既に生じた過払分返金額等及び今後生ずる過払分返金額等を把握して、把握した過払分返金額を補助対象事業費から除くなどして実績報告を行ったり、コロナ交付金の額の確定後においても、定期的に、同様に把握した過払分返金額を補助対象事業費から除くなどとした上で、信用保証料の補助等事業に係るコロナ交付金を国庫に返還する必要があるか確認した報告書を提出したりするなどの仕組みを整備して、地方公共団体に周知すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

エ 同府において、水道料金等の減免事業について、公的機関の利用に係る水道料金等は、原則として、減免の対象とはならないことを地方公共団体に示すなどの方策を検討すること。また、水道料金等の減免事業がコロナ交付金による事業の目的に沿うものとなっているか、経済対策に対応したものとなっているかについて、実施計画上で減免の対象者に公的機関が含まれているかを判別できるようにするなどして、実施計画の確認を確実に進めるようにするための方策を検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

オ 同府において、地方公共団体が、今後、持続化給付金の上乗せ事業のように、国の補助金等の交付を受けていることを要件として独自の補助金等を交付するなどの事業を実施する際には、国から補助金等の交付対象者の申請及び交付状況に係る個人情報の提供を受けることについての同意を当該交付対象者本人から得るなどした上で、提供された個人情報を利用するなどして当該補助金等の交付の適正性を確認できる体制を整備することについて、必要に応じて関係省庁と調整を行った上で、地方公共団体に対して助言を行うこと(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

カ 同府において、効果検証の方法を地方公共団体に対して周知する方策を検討すること。また、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)